

# 名古屋造形大学桃美会大学院進学奨学金規程

第1条 この規程は、名古屋造形大学で学ぶ学部生が本学の大学院に進学することに対し、奨学金を給付し、更なる学業達成に資する事を目的とする。

第2条 奨学金の給付は年一回とし、定められた審査方法により選考の上決定する。

第3条 奨学生は、名古屋造形大学の学部を卒業し、大学院に進学した者を、名古屋造形大学大学院研究科委員会が選考の上、名古屋造形大学学長が決定し、桃美会会長に報告する。

第4条 奨学金給付額及び採用人数は、当該年度の予算の範囲内とする。

第5条 奨学金の給付を希望する者は、進学後所定の書類を5月末までに名古屋造形大学事務部まで提出しなければならない。

第6条 奨学生が、次の一に該当すると認められるときは、採用を取り消すことができる。

- ① 名古屋造形大学大学院学則により懲戒を受けたとき。
- ② その他名古屋造形大学が奨学生として不相当と認定したとき。

第7条 第6条の規定により奨学生の採用を取り消された場合は、指定した期日までに奨学金を返還しなければならない。

第8条 この規程により奨学金を受領している者も、他機関又は他団体の奨学金に出願することができる。

第9条 この奨学金に関する事務は、名古屋造形大学事務部が取り扱う。

第10条 この規程の改正については、桃美会総会の議を経なければならない。

第11条 この規程の改廃は、桃美会総会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年5月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2023年5月27日から施行する。